

## 水路改良（普通河川の側溝化）チェックリスト

### 申請受理まで

| チェック | 確認事項  | 備考   |
|------|---|--|
|      | <b>基本編</b>                                      |  |
|      | 提出いただく様式は法定外公共物敷地占（使）用・工作物新築（改築・除却）等許可申請書となります。 | 様式は岐阜市役所土木管理課のHPに掲載しておりません（窓口でも配布しています）。                             |
|      | 必要図面は揃っていますか。                                   |  |
|      | （位置図・公図の写し・現況・計画平面図、横断図、縦断図）                    | これらをもとに現場のレベル立会を行うため、必要です。   |
|      | 天端高、敷高等、必要な数値が記載されていますか。                        |  |
|      | 平面図に測点が記載されていますか。                               |  |
|      | 水路の管理幅員は1m未満ですか。                                | 市等の道路沿いに存在する管理幅員1m未満の普通河川で、排水基本計画に支障なく、流水断面が確保できる場合のみ道路側溝にすることができます。 |
|      | 官民境界は確定してありますか（立会済含む）。                          | 管理上、側溝は官民境界沿いに敷設する必要があります。   |
|      | <b>計画内容編</b>                                    |  |
|      | 構造は標準図のとおりになっていますか。                             | 基本的な構造図については窓口でお渡ししています。   |
|      | 現状の水路が機能する計画になっていますか。                           | 現状の水路はそのまま接続してください。  |
|      | 用排水組合の承諾を得られていますか（組合が存在しないエリアを除く）。              | 用排水組合の承諾が必要となります（組合がない場合や承諾不要との回答があった場合にはその旨を記載してください）。              |
|      | 側溝の有効深は300mm以上ありますか。                            | 計画上、左記の内容に沿えない場合には事前協議を行ってください。                                      |
|      | 敷勾配は現況勾配と同じになっていますか。                            |  |
|      | 施工5mごとに1か所グレーチング（T-25）を設置していますか。                |  |
|      | 現場打側溝を施工する場合には短辺30cm以上施工するように記載されていますか。         | 構造図を参考にしてください。   |
|      | 二次製品を現場で切断するような計画になっていませんか。                     | 現場で製品を切断すると、その製品の持つ安全性を担保できなくなります。                                   |
|      | 計画天端高は、現況対面の天端高や道路勾配を考慮していますか。                  | 周辺状況との整合性を確認する必要があります。   |

### 申請受理～レベル立会～工事許可

| チェック | 確認事項                                       | 備考   |
|------|--|--|
|      | レベル立会の準備はできていますか。<br>（立会は基本的に木曜日の午後に行います）  | 提出図面をもとに立会をしますので、申請する（計画・工事）内容のわかる方が参加してください。                |
|      | 現場立会により、計画の一部変更を求める場合がありますのでご了承ください。       |  |
|      | 現場立会にて指摘した事項を申請に反映してありますか。                 | 現場指摘事項を反映した図面の差替をお願いします。差替後に事務処理をいたします。                      |
|      | 文書の処理には関係各課の合議が必要となるため、お時間をいただきます。ご了承ください。 | 現場での指摘事項がなければ、順番に事務処理をいたしますが、その場合でも通常開庁日で14～21日程度お時間をいただきます。 |

### 工事完了後、完了届受理、検査まで

| チェック | 確認事項   | 備考   |
|------|--|--|
|      | 完了届に必要な写真がすべて添付されていますか。<br>（必要写真については、工事内容ごとに異なります）      | 基本的に図面で記載のある数値が読める写真が必要です。着工前と完成後全景写真については、同じ方向の写真が必要です。             |
|      | 工事写真を確認したのち、現場検査を行います。必要に応じて現場で修繕等を指示する場合がありますのでご了承ください。 | レベル立会同様、申請した（計画・工事）内容のわかる方が参加してください。                                 |
|      | 現場検査で修繕等を指示した際には、補修後の写真を提出していただきます。場合によっては、再度検査を行います。    | 軽微な修繕であれば写真のみ提出となりますが、工事のやり直しや構造物そのものをやりかえる場合は再度検査を行います。             |
|      | 検査後に追加される写真も含め、完了届が整った段階で文書の処理を行います。その後、検査証をお渡しします。      | 許可時と同様に、現場での指摘事項がなければ順番に事務処理をいたしますが、その場合でも通常開庁日で14日～21日程度お時間をいただきます。 |